官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業・環境二）　一
○漁業法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四八）　四
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業六七）　五
〔法規的告示〕
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（厚生労働二六九）　八
○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十一条第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第十三条の申出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第十一条第二項第三号の電子証明書並びに第十三条の事項の入力方法等に関する告示の一部を改正する件（厚生労働・経済産業・環境八）　一六
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示の一部を改正する件（経済産業一五一）　一七
〔官庁報告〕
官庁事項
労働安全衛生法第二十八条第一項の規定に基づく技術上の指針に関する公示（厚生労働省）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四九
会社その他
会社決算公告　五〇

省令

厚生労働省
経済産業省令第二号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

第一条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出）	（外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出）
第三条　法第七条第一項の届出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。	**第三条**　法第七条第一項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第一の二の届出書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。
一　次に掲げる事項を記載した様式第一の二の届出書を提出する方法	一　新規化学物質の名称　（新設）
イ　新規化学物質の名称	（新設）
ロ　新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）	（新設）
ハ　新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	（新設）
ニ　新規化学物質の用途	（新設）
ホ　新規化学物質の本邦への輸出開始後三年間における毎年の輸出予定数量	（新設）
ヘ　新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名	（新設）